



懲戒処分書

事務所 茨城県常陸大宮市野中町3064番地106
住所 茨城県常陸大宮市野中町3064番地106
土地家屋調査士 佐藤 峯 生
生 年 月 日 昭和27年12月13日

上記の者に対し、次のとおり処分する。

主 文

平成28年8月5日から2週間の業務停止に処する。

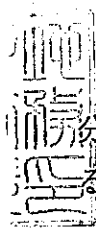
処分の事実及び理由

第1 処分の事実

被処分者佐藤峯生（以下「被処分者」という。）は、昭和59年12月26日、水戸第1148号をもって土地家屋調査士の登録を受け、上記肩書地において土地家屋調査士業務に従事している者であるが、水戸地方法務局常陸太田支局平成26年6月3日受付第3728号分筆登記申請を代理申請するに当たり、平成26年5月24日に実施した現地調査に土地所有者が立ち会っていないにもかかわらず、立会人を「所有者本人」と記載した不動産調査報告書を作成した上、土地所有者が当該申請を承知していると思込み、委任状に土地所有者自らが押印したか否かを確認せず、土地所有者の本人確認及び登記申請意思確認を行わなかったものである。

第2 処分の理由

第1の事実は、当局及び茨城土地家屋調査士会の調査等から明らかであり、土地家屋調査士法（以下「法」という。）第23条（虚偽の調査，測量の禁止）及び茨城土地家屋調査士会会則（以下「会則」という。）第92条（業務の取扱い）に違反し、会則第87条（品位の保持等），会則第88条（会則等の遵守義務）及び法第24条（会則の遵守義務）に違反するとともに、ひいては法第2条（職責）にも違反するものであって、その責任は軽視できないが、被処



分者は当局の調査に協力的態度を示し、改悛の情が顕著であることが認められ

る。
よって、これら一切の事情を考慮し、土地家屋調査士法第42条第2号の規定により、主文のとおり処分する。

平成28年8月5日

水戸地方法務局長 石塚 裕 昭

